

流　　さ　　れ　　王

法學士　柳　田　國　男

武州高麗本郷の白髭社に、修驗道を以て仕へて來た舊家の當主、自分も大に白髭あり、近來其苗字を高麗氏と名のり、さうして古い系圖が傳はつて居て、見に行くほどの人は皆感心をする。此だけは正しく事實である。次に今より約千二百年前に、東日本に散在する高麗の歸化人千八百人ばかりを、武藏國へ遷したと、及び高麗人中の名族にして、或は武藏守に爲つたこともある高麗氏が、本貫を此郡に有して居たことは正史に出て居る。歴史が如何に想像の自由を基礎とする學問であるにしても、此ほど顯著なる二箇の證據は、共に之を無視して進むことを許されぬであらう。併し右の二事實の間には茫漠たる一千餘年が横はつ

て居る。従つて彼から此へ絲筋の引くものが、有るかと思ふのは或は野馬陽炎である。此關係は之を決定する必要があるとすれば、今後に於て之を證明せねばならぬ。自分は試に其問題の一小部分即ち白髭様だと稱する新堀村の大宮明神が、果して高麗の王族を祀つたものと、解することを得るか否かを考へて、地方の舊傳をもてあつかつて居る人々の參考に供して見たいと思ふ。

古い證據が必しも確實で無い一例は系圖である。古くから有つたとすれば後の部分が氣にゐる。そんなら新しい程安全かと申せば、元はごうであつたかややはり疑を招く。二者何れにしても繼目の處は毎に難物である。其と言ふのが系圖には、

千年間の書込みと云ふことが想像し得られぬ故で紙筆と文字とが昔から有つたとしても、之を書かせる人又は家はさうは續き能はぬからである。第一には系圖を傳へる動機が時代に由つて一様では無かつた。或時は部曲を統御し又は代表する爲或時は所領の相傳を證する爲、或は信仰上の由緒を説く爲、或は單に舊家の名聞の爲と、其都度恰も此の如き必要に毎に遭遇して居た家で、零落や早死の不幸が些しも無かつた場合でも、尙且つ後代の主人に一種の編輯力とも名くべき能力が入用である。即ち身を後世に置き心を上古に馳せても、只徒らに舊傳に忠誠で有つては、寧ろ不可解の誤謬を生ずるのが普通である。其が右の高麗郷に限り近世的に鑿目がよく合つて居るとすれば、恐くは春日阿蘇を始として、各地の舊社の信條を爲す所の、神孫が神に仕へ來つたと云ふ思想が、溯つて久しい七黨繁榮の時代に迄、一貫して居た爲であ

らう。即ち現今の所謂武藏野研究者が寄つてたかつて一つの白髭様を重々しくしたと同じき外部の影響が、二百年前にも三百年前にも、何度か繰返されて來たのかも知れぬ。高麗の一郷は離れ小島では無かつた。之を取圍んだ武藏國原には様々の衝動が有つた名族の去來盛衰も多かつた間に、法師も入込み浪人も遊行したのである。此を一々に想像し試みる迄も無く、白髭と云ふ神の御名が既に適切に昔を語つて居る。此神の分布は日本の殆ど半にも及んで居て、固より武藏を以て發源地と目することは出來ぬ上に、此名を流行させた原因かと思ふ信仰の様式は、外蕃歸化の盛であつた時代のものでは無いやうである。従つて高麗氏家傳が古い歴史の儘と云ふことは、まだ中々信を執り難い。

但し確信と眞實とが往々にして一致せぬと同じく單純なる懷疑も亦決して學問とは言はれぬ。故

に自分は些しく歩を進めて、右の最近の現象が何事を意味するのかを、他の一側面から考へて見やうと思ふ。先づ第一に心付くのは、白髭明神の祭神が昔に神職の家の始祖と謂ふだけで無く、特に之を異國の王と傳へて居る點である。人は餘り言はぬが同じ武藏の内でもすとつと東京に近く、舊新座郡の上新倉には新羅王の居跡が有る。昔新羅の王子京より下つて住むと稱し、其地を牛蒡山と謂ふ村民山田上原大熊の三苗字は、其隨從者の後裔と傳へて居るが新編武藏國風土記四四、是などは以前は單に王又は王子と謂つたのを、新座郡だから新羅王とした形がよく見えて居る。日本に來てから新羅王も訝しいが、殊に珍なのは近く天文の元年にも、佐渡の二見港へ上陸した新羅王があつた。玉井と云ふ井戸は此王が掘らせたと云ふ事と、毎日々々大文字を書いては、兎角墨色が面白くないと謂つて反故にして居たと云ふ話とが残つて居る(佐渡土産中巻)。

相川の高木氏其子孫と稱して家號をシイラ屋と呼び、島には往々にして新羅王と署名した揮毫も傳へて居る(郷土研究二卷六號)。此だけでも誤聞輕信とは認めにくいのに、かけ離れた常陸の太田附近にも同じく新羅王と署名をした書を持つ者が多く、此もさして古からぬ時代に、船に乗つて到着した氣狂のやうな人であつたと謂ひ、其書には諺文かとおぼしく、讀めぬ文字が多かつたさうである(楓軒偶記三)。旅の朝鮮人ならば書でも書くより他は無かつたらうが、如何なる動機から新羅王など、自ら名のつたものか。是が一つの不思議である。

長門の秋吉村には、百濟國王が漂著して勸請したと稱する八幡宮がある。其境内の一古墳を其王の臣下の靈と謂ふが如きは、即ち八幡信仰の常の形であれば、やはり是も日本海に面した海岸なるが爲に、百濟と謂ふやうになつたとも見られ得る(長門風土記)。佐渡常陸の新羅王の如きも或は斯う云

ふ舊傳と、後世の漂着譚とが混淆したのではあるまいか。若狭遠敷郡の椎崎御垣大明神は、御垣山王とも稱して山王様であるが、社の側の塚を王塚と名け、曾て異國より「王さまの人」船に乗り渡り來つて住み、死して此地に埋めたと傳へ、其船の屋形を取つて作つたと云ふ御輿が有つた若狭國官社私考。通例人は此類の一部の形跡ある口碑などに接すると或は其様の事實が有つたのかも知れぬ、と云ふ程度で今迄は觀察を止めて居た。併し王にもせよ王子にもせよ、其様な漂流が折々有つた筈も無し、又其が日本の信仰になるわけも無いから塚とか神輿とかの舊物に托してこんな話の有るのは、何かさう誤傳せられるだけの事情があつたものと、考へて見る必要があつたのである。海近い村では神社を岬の山に齋き、然らざれば所謂御旅所を渚に構へた例が最も多い。祭の日に濱下りなごと稱する儀式を行ふ風習は、随分奥の方の里迄

行はれて居る。西部日本には殊に其海岸の一點點を宮浦と呼び、神の最初の影向にも此から上陸なされたやうに謂ふのが普通である。而も能ふべくは神を歴史上の實在の人と考へたいのが、近世一般の傾向であつたから、そこで菅公左遷の船路が大迂回であつたり、又は神功皇后が到る處に碇泊ばかりして御出でなされたことになる。島國であつて天の神を祭つて居れば。是は殆ど當然の歸結であつて、岸から沖を見れば海の末は即ち空だから、乃ち鳥船磐船の神話も起り得るのである。東日本に於ては常陸の大汝少彦の二柱の御神、伊豆の事代主神の如く誠に思ひ設けざる示現が古い世にもあつた。之を顯はし申したのは、固より神懸りの言であつた故に。篤信の人に取つては事實と擇ぶ所は無かつた。そこで對岸が三韓であつた地方には、自然に新羅王百濟王などの名前が、託宣の中にも出來ることになつたのでは無いか。高麗神

渡來の話も二つは既に聞いて居る。其一つは伊豆山の走湯權現で、御船は先づ相州中郡の岸に著き一旦高麗寺山の上に鎮座なされたと傳へて居る、(關東兵亂記)。此は或は地名に由つて後に出來た説とも見られるが、越中礪波郡の高瀬神社の如きは、何のつきも無いのに亦高麗より御渡りなされた神と稱し、御著の日は七月十四日、今の御旅所の在るたび川の流は、其折御足袋を濯がせたまふ故跡など、謂ふのである(越中國神社志料)。所謂客神若くは番神の由來には、右の如き分子も含まれて居ることを考へて置かねばならぬ。

異國神渡來の説は、古くからあつてもやはり歴史と認め難いことは、長寛勸文にもある熊野の王子信、播州廣峰から出たらしい牛頭天王の王子神の事、或は大隅正八幡の古縁起と傳へた七歳の王子と其御母の話の如き、何れも其證據である。是は單に靈威の最も旺盛なる神が突如として顯れ祟

る場合に、之を遠い國から移り臨みたまふものと考へる傾向が、大昔から我々の中に在つたと云ふことを示す迄で、決して元を辿り乃至は今風の考證をして後に、言ひ傳へたものでは無い。殊に之を何の某の靈と迄斷定することは、後作に非ざれば僞作である。陸前千貫松山の東平王の故跡談の如きは、話の古いだけに取止めも無いのが却つて大なる興味である。此附近の街道の傍に、昔旅の空で死んだ唐人の塚があつて、其唐人の名はトウヘイワウであつたと云ふことが五百數十年前の著と謂ふ宗久紀行にあるので、今に學者だけが之を忘れることが出來ない。處が此は一種の謎見たやうなもので、單に故郷を思慕した旅人の墓の松が、悉く西に向つて靡いて居るのを見て文選卷四十三の中の名句に東平の樹咸陽を望みて西に靡くどあるを聯想して、誰か之を言つたのが其人の墓のやうに傳へられた元であつた。而も後には塚

の跡も不明になり、千貫松山の千貫松が、此も多分は同じ原因、即ち東の風が多い爲に、著しく西の方へ靡いて居るのを見て、東平王の墓處を此處に在る如く推測し、而も日本の東平王とは、大野東人のことだとか又は惠美朝窟だとか云ふ類の、一種の古墳攻證をした人もあつたさうである(地名辭書四〇七五頁)。此なども前代の好事家が、容易に來由の知れるやうな名を附けて置いた爲に、幸にして所謂史蹟の中に網羅せられる事も無かつたが塚の神を遠來の靈として祀つて居れば、程も無く貴人流寓の口碑と爲つて行くのは、至つて自然の變化であつたので、塚の上の古木が元來た都の方に片靡きすると云ふのも、かの西行法師の見返り松の如く、東國には數多い説明傳説の例であつた。

吾妻昔物語は江戸時代の初期に、僧徒などの手に成つたかと思ふ南部領の舊傳集である。其一節に次のやうな話がある。昔いつの頃か、流され王

と申す御方、稗貫郡烏谷ヶ崎の瑞興寺に入らせられ、佛壇の上に登つて本尊と竝んでおいでなされた。朕は元四海の主なり、凡夫と居を同じうすべからざる故に爰に坐すと仰せられた。寺の住持之を制止すると更に御言葉は無くて、此寺を出て寺林村の光林寺へ向はせたまふ。北野の君ヶ澤と云ふ邊で南の方を指したまへば、見る／＼其瑞興寺は焼けた。寺林から不來方の福士が館に入らせられ、津輕一見の御望みあり、急ぎ送り申せと仰せられたのを、福士物六かしく思つたか、道をたがへて比爪の方へ送り參らすと、道祖神の傍に大槻木の有るを御覽じて、是は朕が不來方の道である。福士朕を誑かしてあらぬ方へ送る、必ず末よかるまじと仰せられたが、果して子孫に至つて福士の家は衰へ且つ亡びた。流され王は恐くは吉野のみかど、長慶院の御事であらうとある。此書の中には天和年間の事までは書いてある。當時既に津輕

浪岡城の舊史は完成して居たか否か、是れ未だ自分の究めざる所であるが、兎に角に一方は西海の果にも、御遺跡の參考地があると云ふ此大君の御徳が、東北邊土の人々の仰ぎ慕ふ所となつたのも相應に古くからであつたことを知るのである。併し單に此類の御通過の物語のみならば、如何様にも折合の道はある。之に反して確信を切望する地方人士に取つては、第三第四の御墓所の發見を傳へ聞いては、さぞ驚きもすれば嘲りもするであらうが、靜かに物を考へると、日本海に面して、三韓國王の漂著談があると同じく、中世以後の天子様で行方無き旅に御出ましになつたのは、長慶院御一方のみであつたことが、或は終に右の如き紛糾を解くべきものでは無からうか。

諸國の弘く分布して居る王神王塚の口碑の如きは、既に其數に於て後代の紹運錄などを震撼せしめて居る。世を隔てること遠ければ遠い程、信じ

易くなることは勿論であるが、而も單に皇子とばかりでは、固有名詞即ち歴史と思ふ人に容れられぬ爲か、但馬に於ては日下部氏の始祖と傳ふる孝徳天皇の御子表米親王と説き、其東隣の丹後に於ては聖徳太子の御弟とて金麿親王を稱へて居る上に、猶出來るならばつと後代の史書に見えて居る貴人を推戴せんとして居るのは、即ち一般に神を人の靈を祀るものとした時代の説であることを推定せしめる。例へば會津越後の山村に於て、各村往々にして兩立せぬ舊話を傳へて居るのは、高倉宮以仁王の御事績である。此宮は玉葉などを見ても、何年かの間御生死が明白でなかつた故に、田舎人の物語の中に、永く御隠れがを求めたまふことも出來たのである。

而も無謀なる確信家たちには、單に一人の皇族では満足し得ずに、古くは又高倉天皇の行幸を説いた者もあつたやうであるが、今では到頭讓歩し

得るだけの讓歩をして、略高倉宮説に統一せられて居る。處が此類の歴史との調和が、したくとも逆も出来ない古傳が猶若干ある。其中の最も甚しい二三を擧げると、甲州の西山即ち南巨摩郡の奈良田附近には、いつの頃からか孝謙天皇を説いて居る。神の御名の奈良王であつたことの外に、今一つの原因らしいものは、畏いから茲には公表せぬ。若くて御かくれなされた文武天皇も、二三の地に其御遺蹟を傳へて居るが、是は簡單に大寶天王と云ふ神の名から誤つたので、其名が又今尙現實の信仰に生きて居る大梵天王の轉訛であることは、自分等には殆ど些しの疑も無い。上總君津郡の俵田、及び其附傍一帶の村々には、弘文天皇の御跡を傳へ、今では鼻であしらふことも些し憚る程に、御陵と稱する古墳なごさへも指示せられて居る。是はバルバロサ實は死せずの傳説なごとも少し異なり。正統の天つ日嗣が、さう凡人と同じや

うな御最後を遂げたまふ道理が無いと云ふ、一種しほらしい春秋的論理も下に含まれ甚だ珍重すべき口碑とは思ふが、而も何が故にかゝる東國の果の一地域に限つて、此迄の發達を見たかと云ふことは研究の値が有る。又信せられぬの一言を以て解決すべき問題でも無い。此地方で注意すべき點は所謂大友皇子の話には必ず蘇我殿の名が之に伴ひ更に又田の神祭の由來談の存することである。蘇我は上總の古い郷名であるが、俵田などでは皇子の隨從に蘇我大炊と云ふ人物を説き、田植の時に入日を招き返したと云ふ話なごもあつて、村に依つては四月十六日又は五月一日、俵田では五月七日を、蘇我殿の田植日と謂つて、忌んで居る。即ち蘇我の方が一段と古い固有名詞で、其から王子の神に名が出来たやうでもある。村岡氏などは大伴の族人此地方に蕃衍して、其祖神を天皇に附會したやうに辯じて居られるが、それも亦一説であ

る。日吉神社の創立と共に説かれる近江湖南の大友與多王の如きも、漠然たることに掛けては上總と弟兄するに拘らず、土地が偶然に前朝の宮址にも、又御最後の地にも近かつたばかりに、吉田博士の如きすら略之を信せられんとした。併し御諱を忌まなかつたと云ふこと、既に此傳説の新しいことを證して居る。名古屋の市内撞木町とかに、或は大友皇子の古墳かとも謂つたオトモ塚の有つたなども（名古屋市史地理篇六四七頁）。やはり其附會説の古くないことは同じである。而も其オトモと云ふ語に、何等か信仰又は儀式と關係の有る意味があつて、特に此天子の口碑を發達させる縁となつたのでは無いかと思はせる。四國では伊豫喜多郡の粟津森神社に、王子吉良喜命及び其御妃、來つて牛頭天王を祀り後に己も祭神の中に列したまふと云ふ傳へがあつて、王子は大友皇子の十世の孫と舊記に見えて居るさうだが（明治神社誌料）。十世とは

あまりに謙遜であつた。次に九州でも南端大隅薩摩の數箇處に、大友皇子を祀つた社があるが、此は何れも主神を天智天皇と傳へる爲に、其王子の神として御名を掲げたこと、八幡の若宮と云ふ所から仁徳天皇菟道稚郎子を説くのと同じである。天智天皇は暫く御駐輦なされた筑後川右岸の朝倉の外、土佐の朝倉にも盛に御遺跡を主張して居るが、鹿兒島縣のは又更に別様の事情が有るやうで或は彦火々出見尊の御事を誤り傳へたのだと、斷定した國學者さへもあつた。是も亦一種の妥協である。

自分が何かの折に述べて見たいと思つて居たことは、右の類の猶多くの話が、史學者の側から受くべき待遇を受けて居なかつたことである。等しく村に傳はつた無邪氣な舊話なるに、誤つて一步を踏み越えると直ちに荒唐無稽として却けられ、中に立つ者などがあつて僅かの折合ひをすれば、乃

ち史書の逸文の如く尊重せられる。而も故老の心持から言へば、二者の間には是と云ふ差異も無かつたのである。近松門左が用明天皇職人鑑、古くは又舞の本の烏帽子折の中にある、山路が草苜る夜の笛の話は、固より突如として文筆の徒の結構に浮び出るやうな事件で無い。而も何が故に儼乎たる正史の文面にも背いて、天皇潜幸のおほけ無き物語を傳へたかと尋ねると、やはり亦誤謬にも一定の徑路のあつたことを知るのである。用明天皇を祀り奉ると云ふ傳は、攝州玉造の森之宮にもあつた(靈乃著葉卷二上)。式内の苜田嶺神社に當ると云ふ磐城刈田郡の舊稱白鳥大明神にも、用明天皇の御后宮を齋ふと稱して、其御名は豊後と同じく玉世姬である上に、此地に來つて皇子をませたまふと云ふ話もあり、近世の學者には白鳥に依つて日本武尊の誤傳だと、改訂を試みんとした人もあつたが失敗した(神社叢錄卷三三)。自分の觀る所を

以てすれば、用明天皇と申し奉る理由は至つて簡明で、神の第一の王子をもやはり太子と喚ぶ慣習がもと有つた爲に、其の御父の神を日本で最も有名な太子の、御父帝なりと解したものに他ならぬ。殊に豊後の眞野長者の傳奇に於て、長者の姫の玉世姬を、宇佐の申し兒とも謂へば、八幡神の放生會の日の弓の式に、微賤の身に隠れたまふ至尊の御上を神託に由つて知つたと謂ひ、一方には又姫嶽の由來をさへも傳へて居るのを見ると(神後遺事卷上)。神子神巫の大神氏古傳が、姫嶽から宇佐まで一貫して久しく且つ弘く物語られて居たことも想像せられる。東日本に於ては陸中鹿角郡小豆澤の五宮權現、繼體天皇第五の王子を祀ると云ふ古傳が、長者のまに娘召されて御后となつたと云ふ點まで、豊後の例と偶合して居る上に、金丸兄弟なる者御馬の口を取り、東の嶽に登りたまふと云ふ一條は、最も甲斐の黒駒の話に近く、京近く

の寺々で大切に居る太子の縁起が、古いながらに更に由つて來る所あるを知らしめる。其金丸は又丹後では金麿親王と謂ひ、或は聖徳太子の御弟梶子親王の御事なども傳へるのは、又多くの固有名詞が全然出鱈目では無かつた證據と謂へば證據である。

薩摩大隅の天智天皇にも、豊後の玉世姫とよく似た玉依姫の話が傳つて居る。此と同時に王子の神を主として祭つた場合には、或は牛根郷の居世神社には欽明天皇の第一皇子と謂ひ(地理纂考卷二)佐多郷の十三所大明神では忍熊王子と傳へて、何れも神船漂着の口碑の存することは、北海岸で半島の國王を説くものに近い(三國神社傳記卷中)。忍熊王子は越前丹生郡にもあるが、十三所と謂ふに至つては略起原の熊野權現なることを示して居る。而も熊野には限らず越前では氣比白山、東國では香取鹿島、さては西州の阿蘇も宇佐も、王子即ち

苗裔神を以て遠國を經略せられた神々は、指を屈するも猶足らず、三輪と賀茂とは申す迄も無く、播磨の荒田里、常陸の嘯時臥山の如き、或は又美濃の伊那波神、上總の玉前神等、神が御子を産ませられて神徳を永く傳へたまふと云ふ話は殆ど日本國教の第一の特色と謂つてもよい。従つて其民心に浸染したのは、後世の佛徒も之を無視することが出來ず、如何に謙遜なる念佛聖の宗旨でも、御一方ぐらゐは無名の皇族を我本山にかまひ申さぬは無く、思ひ掛けぬ田舎の寺にも毎に流され王の物語は醸成せられつゝあつたのである。自分は古風土記に記された世々の天皇の御遺趾乃至は國史の綾を爲す英邁なる皇子の御事績まで、祖先民人が信仰の美しい夢であつたとは言はぬが、少なくとも今日尙我々を迷はしめる國々の平家谷、小松寺や惟盛後裔の舊記の類だけは、斯う云ふ立場から一應精細なる比較研究をして後に、其がど

う云ふ意味で、史料なるかを決定して見たいと思ふ。そつとして置いて次第に忘れさせやうとか又はごく内々で手を振るとか云ふ態度が之に由つて

行く／＼改まつたら、其こそ武州の高麗王等が、無意識に世に遺す所の大きな恩恵である。

雜纂

元祿六年 膽澤郡古切支丹類族書上につきて

齋藤斐章

一、伊達政宗の慶長十八年に支倉常長を正使とし、今泉令史、松本忠作、西九助、田中太郎左衛門等の隨員と共に、歐羅巴に使せしめたる目的の那邊にありしかは諸説區々たれども、今之を推究せんとするにあらず、唯支倉等一行の歸朝せし頃は將軍秀忠の禁教益々厳となりし時なる事を一言せん

のみ。日本西教史は、元和の末に於ける基督教徒の殉教史を記するに冒頭して、日本に於て未曾有の一大事件に始まり基督教徒五十二名の殉教を記るし云々と、云へり。五十二名の基督教徒が處刑せられしは實に千六百二十二年(即ち元和八年)九月二十二日なり。彼等教徒は、この日呼んで大宛死日と稱せしとぞ。其の後、處刑せられし者の